

令和6年度神奈川県児童福祉審議会障害福祉部会 主な質問・意見

(1) かながわ医療的ケア児支援センターの取組について【資料1】

委員名	該当 ページ	質問・意見	回答
中村部会長	P. 2	診療報酬請求から逆算したケア児数のカウントが年々減っているのは何故ですか。	ここで把握される人数は、こども医療センター及び県内の研修指定医療機関38箇所における算定件数からの推計値となっています。医療の地域移行が進む中、地域の診療所等で受診した児は含まれないこと等が数値の減少に影響していると考えられます。
中村部会長	P. 10	各種コーディネーターの養成が行われているようですが、これは、資格取得者サイドから見ると、取得したことによる利益はあるのでしょうか。また、有資格コーディネーターを配置することで何らかの収益に結びつく加算などが施設側にあるのでしょうか。そういうモノがないと長期的に持続しないと思います。	本研修を修了した相談支援専門員を配置した上で、その旨を公表している特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所については「要医療児者支援体制加算」の対象となります。また、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に支援を行っている場合はより高い単位数の加算区分を算定することが出来ます。
鈴木委員	P. 3	最後に大きく医療的ケア児（者）切れ目のない支援となっていますが、4ページでは医療的ケア児に対する切れ目のない支援にとどまっているように見えます。 （者）への移行についての相談等もセンターの役割と考えますが、繋がりが見えにくく保護者としては高等部を卒業したらどうなるのかが不安なのではないのでしょうか。	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第14条第1項第1号においては医療的ケア者に対しても相談に応じること等としており、かながわ医療的ケア児支援センターにおいても、移行期、成人の方からのご相談を承っております。 なお、4ページは、こども家庭庁での支援イメージ図を掲載したのですが、今後は、ご指摘の点を踏まえ、より丁寧な説明に努めてまいります。
鈴木委員	P. 14	医療的ケア児（者）ですべてを把握していくことが必要だと思いますが、どの市町村も登録者数が少ないと思います。自治体だけでなく医療機関、児童発達支援センター、学校、福祉事業所	ご指摘のとおり、現状、登録者数が伸び悩んでいることから、登録者の増に向け、現在、関係課と連携の上、様々な箇所への周知を図っているところで

		等からも周知を図って、登録者を増やしていくようにするべきではないでしょうか。 登録についてのメリットを明確に伝える必要があるように思います。 また、医療的ケア児等の等が何を指すのか明確にする必要があるのではないのでしょうか。等としながら医療的ケア児登録フォームとして等をつけていません。児（者）としないのは医療的ケア者には登録を望まないように感じてしまうのではないのでしょうか。形だけの登録ならやる必要がないと思います。支援に繋がりたいという県の思いが当事者家族の登録に繋がるのであって、この案内では県の姿勢が問われるのではないかと思います。	また、登録フォーム事業については、NICU等から退院する際にその児の情報を捉えられるよう、県内の主要小児科病院に協力いただき、退院時に保護者の方々に登録を案内するスキームとなっており、まずは入り口部分であるNICU等から退院される医療的ケア「児」を捉えることができるよう、これまで医療分野を中心に周知を図ってきました。 今後は、既に退院し、在宅療養となっている医療的ケア児（者）の方々にも登録いただけるよう、引き続き取組を進めるとともに、市町村と連携し、災害時などの行政情報等の提供など、登録のメリットをお伝えできるよう取組を進めてまいります。
--	--	--	--

(2) 聴覚障がい児支援中核機能事業の取組について 【資料2】

委員名	該当ページ	質問・意見	回答
鈴木委員	P. 3	聴覚障害児とその家族への支援ですが聴覚障害者団体があるかと思います。連携は図らないのですか。	本事業については、当事者団体のひとつである社会福祉法人神奈川県聴覚障害者総合福祉協会に委託しており、常に連携を取りながら事業を進めています。
鈴木委員	P. 6	周知に協力してもらっているとありますが何を周知しているのでしょうか。ここからは少しわかりにくいように思いました。	補足します。ろう学校は、未就学のお子さんの支援も行っています。先生方に家族教室を知っていただき、必要なお家族へのご案内に協力いただいている、ということです。

(3) 過齢児対策の状況について 【資料3】

委員名	該当ページ	質問・意見	回答
中村部会長	P. 2	移行促進事業費補助金は満たす要件数や受入数により補助金の傾斜配分はあるのですか。	当補助金は、受入れ入所者の要件を満たす要件数や受け入れていただいた人数に応じた傾斜配分はありません。

中村部会長	P. 5～7	移行支援アドバイザーとは、どのようなバックグラウンドを有する方なのでしょうか。	障害児等の移行先として想定される成人施設等の地域資源や実情に詳しく、かつ障害児等が大人としての生活の場を当事者目線で共に考えることが必要であることから、障害者支援施設等や相談支援事業所での勤務経験、また、強度行動障害を有する児者のニーズがあることから、そういった方の支援経験がある方々を選定しています。
鈴木委員	P. 2	趣旨なり要件には当事者目線が入っていてもいいのではないのでしょうか。年齢に達した、年齢は達したが行く場所がまだ見つからなかったから早く移行しないといけないということで進めるようでは誰のための移行支援なのかわからない。もっと明確にするべきだと感じます。	貴重なご意見ありがとうございます。移行は、ご本人の思いやペースを最大限に尊重することが重要だと考えます。県では、年齢に達する前、15歳ごろから、ご本人を含めた関係機関で将来の生活の場についての情報共有、検討を行っているところです。今後も、ご本人のため、当事者目線の移行支援が行われるよう関係機関で努めてまいります。
佐藤委員	ー	本人が望む生活の場を加齢児のみならず卒業予定の高校3年生が、それまでに成人施設やグループホームなどの説明会や見学を通してイメージを膨らませるなど準備をしていく、経験値を獲得する事が大切であると考えます。意思決定支援や職員の人員確保、育成などといった課題もありますが、よりよい移行支援として取り組める環境が整う事が出来ればと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。県では、これまでより早い段階である15歳ごろからご本人の将来の生活の場について検討し、成人サービス事業所等の体験ができるよう取組を進めているところです。今後もよりよい移行支援が進められるよう関係機関で努めてまいります。